

亀山市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地変更に係る届出があったので、同条第4項及び亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第20条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月21日

亀山市長 櫻井 義之

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク

東京都港区北青山二丁目14番4号

2 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日

3 指定納付受託者に納付させる歳入

亀山市ふるさと納税の寄附金

4 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 その他必要な事項

（1） 変更前の指定納付受託者の主たる事務所の所在地

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

（2） 変更した日

令和8年7月21日